



### 「外来維持透析患者様の定期処方について」

きめ細かな治療、一包化対応、新薬採用(新薬は処方日数の制限あり)を考慮し、外来血液透析患者様の2025年4月2週目から定期処方を1週間に変更する方針としました。患者様・同居人様ならびに施設や薬局の様方に、システム変更に伴いお手を煩わせてしまう部分もあるかもしれませんが、最終的に患者様方の利益に繋がると考えております。どうぞ、ご協力の程宜しくお願い致します。

**※定期処方システム変更により、下記が変更になります。**

- ①火・木・土曜日の維持透析患者様の処方薬お渡しは木曜日に変更となります。
- ②門前薬局ハート薬局馬場山店さんは、土日・祝日(依頼日除く)は休業になります。
- ③施設入所者様への処方箋をお渡しする曜日は基本的には変わりません。(一部除く)  
【今まで土曜日にお渡ししていた入所者様は土曜→木曜に変更になります。】
- ④次週の木曜日・金曜日が土日・祝日に当たる場合は、1週間処方→2週間処方に変更させていただきます。

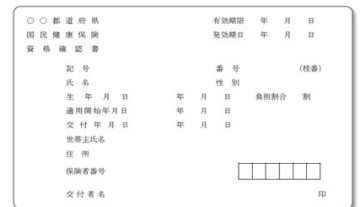
例: 2025年12月31日(木・大晦日)、2026年1月1日(金・元旦)の為  
2025年12月24日(木)、2025年12月25日(金)に2週間処方となります。



### 【資格確認書について(重要)】

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方の多くは、有効期限が2025年7月31日または8月31日となっています。また、健康保険組合の保険証の多くは有効期限がありませんが、その場合は、2025年12月1日まで使用可能です。マイナンバーカードを持っていない方には、保険者より発行される資格確認書で受診することができます。(現状の保険証の代わりになります。)

資格確認書イメージ



#### <申請によらず交付する方>

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

#### <申請により交付する方>

- ・マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)であって、資格確認書の交付を申請した方<更新時の申請は不要>

- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方

#### <更新時の申請が不要な方>

- ・申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)

マイナ保険証をお持ちの方で※で無い方は必ず申請してください。

※ 75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方(後期高齢者医療制度の被保険者)については、令和7年7月未までの間における暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に対して資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者におかれては、当分の間、申請は不要です。